

## 一時利用

保護者が下表の理由のいずれかに該当し、預かり保育実施時間に保育を必要とすること。

なお、下表のとおり理由ごとに利用できる期間・日数に制限があります。

理由	利用日数	確認書類（★）
入院	利用初日から1か月以内	・診断書または入院期間が証明できるもの
出産	出産予定日の前後2か月	・出産予定の子供の母子手帳の写し（父母の氏名が記載されたページと出産予定日が記載されたページが必要）
看護・介護	利用初日から1か月以内	・被介護者の診断書、通院や介護の状況がわかる資料
就労	1か月の利用は12日以内	・勤務証明書
通学・職業訓練	1か月の利用は12日以内	・在学証明書または学生証の写し ・時間割表
講演会・講習会・学校行事	1か月の利用は12日以内	・参加の開催日時、内容がわかる印刷物
通院	1か月の利用は12日以内	・通院の予約票または治療費の領収書など
求職活動	1か月の利用は12日以内	・就職説明会、面接などの日程が確認できるもの
リフレッシュ	1年利用は12日以内 ※きょうだいが同じ園に在籍する場合、1家族で年間12日以内	なし
その他 (令和7年6月分より開始※) 利用申込は令和7年4月22日以降可能	制限なし  例 ○社会的な貢献活動への参加 (町会などの自治組織の活動、まちづくりや地域安全などの活動、趣味やスポーツを通じたボランティア・社会奉仕などの活動、伝統芸能・工芸技術などを伝承する活動、	なし

	<p>生活の支援・子育て支援などの活動)</p> <p>○公的機関等における申請手続き</p> <p>○3歳までの子供の養育（3歳に達した日の属する年度の末日まで）</p> <p>○きょうだいの習い事への付き添い</p> <p>○きょうだいの通院・健診等付き添い</p> <p>○子育て総合相談・育児相談等利用</p> <p>○保護者の通院を伴わない程度の疾病</p> <p>○裁判員制度による裁判への参加</p> <p>○冠婚葬祭</p> <p>○事故</p>
--	---

（★）令和7年度より、一時利用申込時に確認書類の提出は省略することができます。

（利用状況によっては、保護者様へ書類の提示をお願いする場合があります。）